平成２５年（フ）第２１１号
岡山市中区湊２番地８
債務者　川端　逸文
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５０号
栃木県宇都宮市鶴田町2496番地６、住民票上の住所栃木県宇都宮市下川俣町208番地21
債務者　八木澤かすみ
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３号
石川県鳳珠郡能登町字清真２字44番地
債務者　久山　恭子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月５日午前10時40分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町340番地
債務者　濱中　優弥
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
北海道帯広市東５条南19丁目２番地15
債務者　紺谷　秀美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
静岡県浜松市東区国吉町361番地　シティハイム国吉Ⅰ―101号室
債務者　佐藤　綾香
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
静岡県浜松市西区西山町173番地の４　エントピア101
債務者　宇津山直久
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２７２０号
福岡市博多区板付５丁目４番１号
破産者　株式会社タカシヨウフーズプライニング
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１４６号
大阪府東大阪市衣摺５丁目14番４号
破産者　株式会社西丸人形
1　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
2　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時30分
平成25年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４２号
大阪府豊中市上新田４丁目17番７号
破産者　パソコンラボこと　堀江　紘一
1　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後３時
平成25年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３号
愛媛県松山市古川南２丁目19番25号
破産者　株式会社サンキュークック
1　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
2　一般調査期日　平成25年９月26日午後１時40分
平成25年６月３日　　松山地方裁判所民事部

破産管財人変更

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県海津市平田町高田1012番地１
破産者　中島　　毅
破産管財人　小山　　哲が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　綴喜　秀光
平成25年５月31日　岐阜地方裁判所大垣支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第７０３号
大阪府豊中市三和町４丁目９－５、開始決定時の住所大阪府豊中市曽根西町２丁目４番38号
破産者　樫森　忠孝
異議申述期間　平成25年７月19日まで
平成25年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３０号
愛知県西尾市吉良町宮崎西宮後32番地
破産者　稲吉　正樹
免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
平成25年６月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責許可決定

平成２５年（ラ）第１１８号（原審福岡地方裁判所平成２３年（フ）第５８３号）
福岡市西区姪の浜３丁目38番10―403号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区愛宕２丁目16番23号
抗告人（破産者）　木原　園枝（破産開始決定の表記木原）
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
福岡高等裁判所第１民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４４号
東京都江東区亀戸５丁目６番21号ＵＩＷ９ＢＬＤＧ.
清算株式会社　株式会社ＮＶＰ
代表清算人　石井　克幸
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３００６号
大阪市中央区備後町４丁目２番３号
清算株式会社　アクアテックサラヤ株式会社
代表清算人　桑原　正人
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第３号
香川県観音寺市室本町1325番地63
清算株式会社　株式会社マックス物流
清算人　若林　　眞
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部